

事業税

個人や法人の行う事業は、道路をはじめとする公共施設や公のサービスの提供により成り立っています。事業税はこれらの公共サービスに要する経費の一部を負担していただくものです。

納める人

県内に事務所（事業所）を持ち、事業を行っている個人です。

納める額

(総収入金額 - 必要経費 - 事業主控除等の各種控除) × 税率

区分	事業の種類	税率
第1種事業	物品販売業、製造業、飲食店業、運送業、不動産貸付業、駐車場業等の一般営業	5%
第2種事業	畜産業、水産業 等	4%
第3種事業	医業、弁護士業、理・美容業、コンサルタント業、クリーニング業 等	5%
	あんま、はり・きゅう 等	3%

●事業主控除…290万円

このほかに事業の損失や災害による事業用資産の損失の繰越控除等があります。



申告と納税

申告期限は3月15日です。ただし、所得税の確定申告又は住民税の申告をした人は、個人事業税の申告は行う必要はありません。

納期は年2回に分かれており、県税事務所から8月にまとめて送付される納付書により納めます。



通常、前年中における個人の事業の所得（所得税における不動産所得及び事業所得）を課税標準とします。